

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日になるときは、その翌日)

目 次

◇ 告 示

字の区域の変更等(地方課)

土地改良区の役員の就退任(三件) (農村整備課)

土地改良区の定款の変更の認可(〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)

保安林の指定の解除(造林課)

保安林の指定予定(〃)

保安林の指定の解除予定(五件)(〃)

町道の改築に関する工事の一部の完了(道路課)

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所(都市計画課)

建築基準法により同一敷地内にあるとみなされる二以上の構えをなす建築物(二件)(建築課)

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 公 告
猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

告 示

鳥取県告示第五百八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による大内地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | |
|-----------------|--|
| 区域を変更する 字の名称 | 同上の区域(昭和六十二年十二月九日現在の地番による。) |
| 大内字出ノ谷 | 大内字出ノ谷のうち九の一部以外の区域 |
| 大内字一ノ段 | 大内字出ノ谷九の一部 大内字一ノ段のうち一八の一部、二四の一部、二五の一部 及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 大内字馬ノ原尻 | 大内字馬ノ原尻三一の一部及びこれと一体をなす国有地 大内字一ノ段一八の一部、二四の一部、二五の一部及びこれらと一体をなす国有地 |

| | |
|--------------|---|
| 大内字中惠吾 | 大内字馬ノ原尻のうち三二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大内字中惠吾四五の二の一部及び四一から四四まで、四五の一、四五の二、四六と一体をなす国有地の一部 大内字馬ノ原一七の二の一部、一七の二、一七の三の一部、一一八から一二二まで及びこれらと一体をなす国有地 大内字小溝向原一六三の一部、一六四の一部、一六五、一六六及びこれらと一体をなす国有地 大内字後谷一六七の一部 大内字墓ノ下一六九の一部、一七〇の一部及び一六九と一体をなす国有地の一部 |
| 大内字大惠吾下 タ | 大内字中惠吾のうち四五の二の一部、四八の一部及び四一から四四まで、四五の一、四五の二、四六、四八と一体をなす国有地の一部以外の区域 大内字大惠吾下タ五〇の三の一部 大内字大惠吾下タのうち五〇の三の一部以外の区域 |
| 大内字大惠吾 | 大内字中惠吾四八の一部及びこれと一体をなす国有地 大内字大惠吾のうち一〇一、一〇二、一〇六と一体をなす国有地の一部以外の区域 |
| 大内字馬ノ原 | 大内字中惠吾四六と一体をなす国有地の一部 大内字大惠吾一〇一、一〇二、一〇六と一体をなす国有地の一部 大内字上馬ノ原のうち一〇七の二の一部、一〇七の二、一〇八の二の一部、一〇九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大内字馬ノ原一一五、一一六、一一七の二の一部、一一七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 |
| 大内字小溝前原 | 大内字小溝前原一二二から一二四までの一部、一二八から一三〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大内字小溝向原一六一から一六三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大内字上先原三三九の一部及びこれと一体をなす国有地 |
| 大内字小溝向原 | 大内字小溝前原のうち一二二から一二四まで、一二六から一三〇までの一部、一三一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大内字小溝向原一六一の一部、一四五の一部、一四六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大内字墓ノ下一八〇の二の一部 大内字上先原三三九の一部及びこれと一体をなす国有地 |
| 大内字後谷 | 大内字小溝前原一二二から一二四までの一部、一二六から一二八までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大内字小溝向原のうち一四六の二の一部、一四五の一部、一六一から一六四までの一部、一六五、一六六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大内字墓ノ下一七〇の二の一部、一七一の一部、一七四の一部、一七五の一部 大内字後谷のうち一六七の一部以外の区域 |
| 大内字墓ノ下 | 大内字墓ノ下のうち一六九から一七一までの一部、一七四の一部、一七五の一部、一八〇の二の一部及び一六九と一体をなす国有地の一部以外の区域 |
| 大内字上ノ原 | 大内字上ノ原のうち二七一の一部、二七七の二の一部、二七八、二七九の二、二八〇の二の一部、二八〇の二の一部、二八一の二の一部、二八二、二八三の二の一部、二八四の二の一部、二八五の二の一部、二八六の二の一部、二八七の二の一部、二八七の三の一部、二八七の四の一部、二八八の三の一部及 |

| | |
|------------------------|---|
| <p>大内字下先原</p> | <p>びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大内字下先原三一二の一の一部、三二四の二及びこれらと一体をなす国有地 大内字中ノ原四九四の一部、四九六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大内字柳ヶ内五二八の一部、五二九、五三〇の一部、五三一の一、五三一の二、五三二、五三三の一部、五三四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大内字上先原</p> | <p>大内字上ノ原二八六の一の一部、二八七の一の一部、二八八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大内字下先原のうち三一二の一の一部、三一四の二、三〇四の一の一部、三〇五の一部、三〇六、三〇七の一部、三二一から三二五までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大内字中ノ原四七一の一部、四九三の一部、四九四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大内字与三左衛門原四六一の一部、四六二、四六三の一部、四六五の一部、四六六の一部、四六七、四六八の一の一部、四六八の二の一部、四七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大内字上馬ノ原一〇八の一の一部</p> | <p>大内字上馬ノ原一〇八の一の一部 大内字小溝前原一三一の一の一部及びこれと一体をなす国有地 大内字下先原三〇四の一の一部、三〇五から三〇七までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大内字上先原のうち三二六から三二八までの一部、三三九の一部、三四一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>大内字治郎右衛</p> | <p>大内字上馬ノ原一〇七の一の一部、一〇七の二、一〇八の</p> |

| | |
|------------------|---|
| <p>門原</p> | <p>一の一部、一〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大内字下先原三〇六の一部、三〇七の一部、三二一から三二五までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大内字上先原三二六から三二八までの一部、三四一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大内字治郎右衛門原のうち三五五、三五七と一体をなす国有地以外の区域 大内字下ノ替地四〇九の一部 大内字与三左衛門原四五八の一部、四五九、四六〇、四六一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大内字下ノ替地</p> | <p>大内字下ノ替地のうち三九六の二の一部、四〇七の一部、四〇九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大内字下ノ原四一〇の一部、四一一の一部、四一二から四一八まで、四一九の一部、四二〇、四二一の一部、四二九の一部、四三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大内字下ノ原</p> | <p>大内字下ノ替地三九六の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大内字下ノ原のうち四一〇から四二〇まで、四二一から四二二までの一部、四二九の一部、四三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大内字下夕場六六四、六六五、六七五の一部、六七六から六八〇まで及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大内字与三左衛門原</p> | <p>大内字治郎右衛門原三五五、三五七と一体をなす国有地の一部 大内字下ノ替地四〇七の一部、四〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大内字下ノ原四一〇の一部、四一一の一部、四一九の一部、四二一から四二二までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大内字与三左衛門原のうち四四九、四五〇の一の一部、四</p> |

| | |
|--------|---|
| 大内字中ノ原 | 五〇の二の一部、四五〇の三、四五〇の四、四五一の一部、四五八の一部、四五九、四六〇、四六一の一部、四六二、四六三の一部、四六五の一部、四六六、四六七、四六八の一部、四六八の二、四六九、四七〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 大内字上ノ原 | 大内字上ノ原二八一の二の一部、二八二の一部、二八三の一部、二八四の一部、二八五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大内字与三左衛門原四四九、四五〇の二の一部、四五〇の三、四五〇の四、四五一の一部、四六五の一部、四六六の一部、四六八の一部、四六八の二の一部、四六九、四七〇の一部 大内字中ノ原のうち四七一の一部、四九三の一部、四九四の一部、四九六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大内字柳ヶ内五〇八の二の一部、五〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地 |
| 大内字柳ヶ内 | 大内字上ノ原二七二の一部、二七七の一部、二七八、二七九の二、二七九の二の一部、二八〇の二の一部、二八〇の二の一部、二八一の二の一部、二八二の二の一部、二八三の二の一部、二八七の三の一部、二八七の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大内字柳ヶ内のうち五〇八の二の一部、五〇九の一部、五二八の一部、五二九、五三〇の一部、五三一の一部、五三二、五三三の一部、五三四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大内字津保谷八五八の二の一部 |
| 大内字下タ場 | 大内字下タ場のうち六六四、六六五、六七五の一部、六七六から六八〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |

| | |
|----------|---|
| 大内字津保谷 | 大内字津保谷のうち八五八の二の一部以外の区域 |
| 大内字官山 | 大内字官山のうち九二五の三の一部以外の区域 大内字芝山一〇五四の三の一部 |
| 大内字芝山 | 大内字官山九二五の三の一部 大内字芝山のうち一〇五四の三の一部以外の区域 |
| 廃止する字の名称 | 大内字上馬ノ原 |

鳥取県告示第五百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 石 賀 稔 倉吉市下大江一七四―一
- ” 吉 田 勤 ” 長坂町四六六
- ” 蓑 原 峯 三 ” 大宮一六三
- ” 中 野 通 ” 東鴨二八二

昭和三十二年三月二十三日退任

監事 林 正 岩倉四九一
堀 尊雄 東鴨七六

“ 大宮一六八
“ 下大江一七六第二
“ 広瀬一四一
“ 長坂町四七〇
“ 広瀬六五四

就任した役員の名及び住所

昭和三十二年三月二十四日就任 任期四年

理事 石賀 稔 倉吉市下大江一七四一
“ 蓑原 峯三 大宮一六三
“ 中野 通 東鴨二八二
“ 宮本 佳晴 下大江一七六第二
“ 蔵 増 昭 和 広瀬一四一
“ 高橋 希 昭 長坂町四七〇
“ 熊田 寿 昭 広瀬六五四
“ 林 義 光 岩倉一七七
“ 早田 康 夫 大宮一七一
“ 林 勲 岩倉二六七
“ 堀 春 雄 東鴨五二
“ 山本 厚 長坂町五三六

鳥取県告示第五百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり四王寺土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 佐々木 徳 明 倉吉市大谷六六五―三
“ 坂 根 国 之 “ 七二四―一
“ 前 田 健 治 “ 上神四一三一
“ 田 中 勇 “ 不入岡一四四
“ 福 田 武 雄 “ 寺谷三五〇―一
“ 藤 井 保 雄 “ 大谷八六八
“ 山 根 幸 男 “ 北面一七一
“ 山 本 利 景 “ 大谷五三四
“ 河 野 久 夫 “ 八六九
“ 福 光 堯 道 “ 北面一五二―一
“ 塚 根 利 雄 “ 寺谷四四三―一
“ 山 崎 洋 次 “ 上神八六六
“ 山 脇 辰 夫 “ 不入岡七二七
“ 伊 藤 博 則 “ 上神八四七
“ 熊 谷 弘 “ 寺谷二七五

“ 谷 口 龍 “ 大谷三二〇
昭和六十三年四月二十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 山 本 利 景 倉吉市大谷五三四

“ 坂 根 国 之 “ 七一四一

“ 大 畑 昌 瞭 “ 八七八一

“ 小 原 一 幸 “ 寺谷四五〇

“ 佐々木 徳 明 “ 大谷六六五―三

“ 田 中 勇 “ 不入岡一四四

“ 畑 中 保 近 “ 二六六

“ 福 田 武 雄 “ 寺谷三五〇―一

“ 福 光 堯 道 “ 北面一五二―一

“ 藤 井 保 雄 “ 大谷八六八

“ 前 田 健 治 “ 上神四一三一

“ 山 崎 洋 次 “ 八六六

“ 山 根 幸 男 “ 北面一七一

監 事 伊 藤 博 則 “ 上神八四七

“ 熊 谷 弘 “ 寺谷二七五

“ 谷 口 瑞 樹 “ 大谷九八八一

昭和六十三年四月二十二日就任 任期四年

鳥取県告示第五百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東郷町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 岡 本 肇 東伯郡東郷町大字門田三七六

“ 足 立 春 人 “ 大字長和田五五一―六

“ 谷 口 輝 久 “ 大字門田三八一

“ 竹 内 苞 “ 大字佐美二二八

“ 林 信 幸 “ 大字埴見一九二―一

“ 山 田 清 晴 “ 大字野花四八〇

“ 森 義 雄 “ 大字引地三二九

“ 徳 井 俊 市 “ 大字国信二〇四

“ 榎 本 益 美 “ 大字方面一八三

“ 下 山 勝 一 “ 大字高辻二五三

“ 森 田 弘 毅 “ 大字川上七四五

“ 中 村 寛 正 “ 大字野方一七四

“ 米 田 勉 “ 大字白石六二六

“ 前 田 泰 徳 “ 大字方地九九〇

“ 小 谷 正 巳 “ 大字漆原一三四

“ 下 田 登 “ 大字北福一〇四

昭和三十二年四月五日退任

監事 前田正恭 大字門田三四五
 " 神波勝人 大字長和田五八三
 " 市橋春海 大字小鹿谷一六
 " 山田操 大字藤津七九四

就任した役員の名及び住所

理事 岡本肇 東伯郡東郷町大字門田三七六

" 足立春人 大字長和田五五一六
 " 谷口輝久 大字門田三八一
 " 林信幸 大字埴見一九二一一
 " 森田弘毅 大字川上七四五
 " 中村寛正 大字野方一七四
 " 前田泰徳 大字方地九九〇
 " 神波勝人 大字長和田五八三
 " 河本進 大字漆原一一九
 " 池口裕 大字北福九三
 " 志田収 大字引地四三五一一
 " 市橋春海 大字小鹿谷一六
 " 三ツ田肇 大字田畑六三
 " 上田信一 大字国信二〇七
 " 山田一寿 大字野花五〇四
 " 山田操 大字藤津七九四
 " 前田正恭 大字門田三四五

監事 下山勝一 大字高辻二五三
 " 山本博 大字白石六二四
 " 竹内剛 大字佐美二四六

昭和六十三年四月六日就任 任期四年

鳥取県告示第五百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、米川土地改良区の定款の変更を昭和六十三年五月九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百十三号

江府町が行う土地改良事業に係る舟谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年五月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業に係る大内地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十三年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字片柴字山ノ神三二三・字木ノ村奥三五〇の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百十六号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

気高郡青谷町大字紙屋字向畑二二一の一、二二一の次二、二二一の三、字尾花五三四

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二1 保安林予定森林の所在場所

気高郡鹿野町大字鹿野字家後二四五三、二四五五、字御城山二四九〇、字流シ山二四九二の一、二四九三

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は択伐による。
字御城山二四九〇（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

三1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字下中谷字大石谷三二五一、字驛牛山三二六二の一、三二六二の二、三二六三、三二六四、三二六五の次一、三二六七、三二六八、三二六九の一から三二六九の三まで、三二七〇、三二七一の一から三二七一の九まで、三二七二から三二七七まで、三二七七の次一、三二七八、三二八〇から三二八三まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

る。

昭和六十三年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字長谷字矢倉ノ尾一〇三四の二(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

林道用地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字長谷字朔日ヶ平一〇三三の一(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字吉川山(国有林。次の図に示す部分に限る。)
・字大道一三六九の四六(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字若荷谷字尾出見三四六の九〇・三四六の九一・字川原谷三五二の一・三五三の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百二十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字三徳字蛇谷頭五二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百二十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町久住字川東一〇七二の五（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日野町

役場に備え置いて縦覧に供する。()

鳥取県告示第五百二十二号

過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号)第十四条第一項の規定に基づく町道の改築に関する工事を完了するので、過疎地域振興特別措置法施行令(昭和五十五年政令第五十号)第八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | | |
|-------|-------------------------------|-------|-------------|
| 路線名 | 工 事 区 間 | 工事の種類 | 工事の完了の日 |
| 丹比縦貫線 | 八頭郡八東町大字妻鹿野字方祖原一五七三一地先から同地先まで | 改築 | 昭和六十三年五月十三日 |

鳥取県告示第五百二十三号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第二十九条第一項の規定に基づき、米子市福米新田土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名 住 所

- 井上 廣 實 米子市東福原九一二
- 潮 久 男 " 九一三
- 河津 世 一 " 八七二
- 井上 万 吉 男 " 八二八
- 大東 武 一 米子市西福原九六七
- 井上 邦 子 米子市東福原九一四

鳥取県告示第五百二十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の通知をした同条第一項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる二以上の構えをなす建築物について、同項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

建築物に係る一団地の区域

- 鳥取市下味野字小河原東割九四一一五
- 倉吉市明治町二丁目二一から二一四まで
- 米子市大崎字高砂中二二九〇―四四及び二二九一―五

鳥取県告示第五百二十五号

建築基準法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第六十六号）附則第二条第一項の通知をした建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第一項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる二以上の構えをなす建築物について、建築基準法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

建築物に係る一団地の区域

- 鳥取市材木町三一及び三二
- 鳥取市立川町六丁目一六四―二、一六八、一六九及び一七〇―二
- 鳥取市立川町六丁目二〇、二二〇―一及び二二〇―二
- 鳥取市浜坂四丁目一三九〇―一四、一三九〇―一八、一三九〇―一四九、一三九〇―一五〇及び一三九〇―三三三
- 鳥取市湯所町一丁目二〇六から二〇九まで、二四一及び二四二
- 鳥取市徳尾字蛇屋ノ三 六七―二、六八―一、六八―二及び六九―一
- 鳥取市古海中開発七七八―九、七七八―一〇、七五三―一四、七五三―一五、一〇三九―二から一〇三九―四まで及び三〇三九
- 鳥取市美萩野一丁目五五、五五―二から五五―四まで及び五五―七から五五―一五まで
- 鳥取市美萩野二丁目二二六、二二八、二二八―二、二二八―三、二二九、二三一、二三一―三及び二三三―二
- 鳥取市大杓字輻岨裏六四〇、六四六、六四六―二、六四七、六四七―二

及び六四八から六五一まで

- 米子市博労町三丁目一六六、一六七―一、一六七―二及び一六八
- 米子市旗ヶ崎字呉服谷屋敷九六一及び九六一―四
- 米子市上福原字北浜沖開一七九五―七及び一八〇五―一
- 米子市上福原字北浜新田四 二〇〇―一及び二〇〇―二
- 米子市青木字与市ヶ谷九二―一及び九二―四、字宮塔九二八―二、九二八―九及び九二八―一〇並びに字宮前上一一五九及び一一五九―三から一一五九―五まで
- 米子市永江二四〇、二四〇―二、二六〇、二六〇―二、二八〇、二八〇―二、二八〇―四、二九〇及び二九〇―二から二九〇―四まで
- 米子市永江五七〇、五七〇―六、八九〇、八九〇―二、八九〇―四及び八九〇―五
- 米子市永江五七〇―二、五七〇―三、五七〇―五、五七〇―七から五七〇―九まで、八九五及び八九六
- 米子市永江八八〇、八八〇―二、八八一及び八八一―二
- 米子市彦名町字角盤通二 七六一五、七六一六、七六一六―二、七六一七、七六一七―二、七六一八から七六二〇まで、七六四七、七六四七―二及び七六四七―三
- 米子市大崎字流シ川跡二七三―一及び二七三―一〇、字粟島境二二一六―三、二二一七、二二一七―二及び二二一七―三、字高砂中後藤境二二四六―一並びに字高砂中二二七五―一四七、二二七五―一五一及び二二七五―一五二
- 米子市大崎字流シ川跡二二七三―五、二二七三―六及び二二七三―八並びに字高砂中二二七五―一四四、二二七五―一四六及び二二七五―一五三

倉吉市八幡町字久米谷三三〇一―

倉吉市八幡町字久米谷三三一九及び三三二〇一―

倉吉市鴨川町字下中河原八二一五及び字下河原一〇七―

倉吉市長坂新町一四四五

倉吉市上灘町二〇及び二〇一―

倉吉市上余戸字山辺り四八六一―

倉吉市福庭字穴田四一六一七及び四一六一七

境港市外江町二三六八一―、二三六八一四及び二三六八一七

境港市上道町一九五九、一九六三及び一九六四

境港市誠道町八及び八一二から八一四まで

岩美郡岩美町大字牧谷字上屋敷上五七二―

東伯郡東郷町大字旭八二

東伯郡東郷町大字松崎字城山六六一、六六二―、六六二―二及び六六

三一五

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十三年五月十三日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

| 遊技機の種類 | | 型 式 | 製 造 業 者 名 |
|--------------|---------------|------------|-----------|
| ぱちんこ遊技機 | ワールドパニック二号 | ワールドパニック二号 | 株式会社三洋物産 |
| | ワールドパニック三号 | ワールドパニック三号 | |
| | エレファント二号 | エレファント二号 | |
| | ハンググライダー | ハンググライダー | |
| | ステージ | ステージ | |
| | パンダ | パンダ | |
| | KING OF | 七―五 | |
| | TOPGUN | | |
| | ムーンサルト | | |
| | ファイバーコスモVII D | | |
| ファイアーフォックスII | | 株式会社三共 | |
| ジャンプ | | 株式会社バルテック | |
| 回胴式遊技機 | | | 株式会社バルテック |

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和39年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和63年5月18日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

| 区分 | 日 | 時 | 場 所 | 受講対象者 |
|-------|------------|-------------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| 初心者講習 | 昭和63年6月16日 | 午前10時30分から 午後4時00分まで | 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会議棟3階第16会議室 | 岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者 |

昭和63年6月7日
午後1時30分から
午後4時00分まで

米子市樺町一丁目151
鳥取県米子警察署会議室

米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者

昭和63年6月28日
午後1時30分から
午後4時00分まで

鳥取市東町一丁目220
鳥取県庁議会議棟1階第18会議室

岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
 ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者
 イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者。
 ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間
 イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考査
初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講申込手續
所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地在管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 3,000円

イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）